

# 社会科教育における熟議民主主義教育の実証研究 －表現の自由を題材にして

中 平 一 義\*・山 田 圭 祐\*\*・米 山 翔 真\*\*

(令和4年1月31日受付；令和4年5月14日受理)

## 要 旨

本稿の目的は、社会科教育において主権者の育成を目指す主権者教育で開発した授業モデルの実証研究である。本稿の授業モデル開発にあたっては、これまでの研究と同様に熟議民主主義の知見を活用した。本稿における熟議民主主義は、子どもが社会問題の存在とその内容を認識すること、それに対して現時点での自分の考えをもつこと、他者の考えを知ることにより、主権者として社会に参加する際に自分だけでなく他者の存在に目を向けることができるようになることである。よって、合意形成を目指すものではない。なお、本稿で対象とした社会問題は表現の自由である。表現の自由に関わる問題の中でも誹謗中傷の問題は、子どもにとって被害者にも加害者にもなる可能性をもつ現在の社会的な課題である。一方で、表現の自由を殊更に制約することは健全な意見表明の機会が奪われることになり、民主主義の根幹を揺るがしかねないことになる。現実の社会問題に対して、考える機会があれば子どもたちは足場を探しながら判断していることが分かった。

## KEY WORDS

主権者教育 熟議民主主義 権利の制限 日常的判断 法的判断

## 1 はじめに

本稿は社会科教育における熟議民主主義を活用した授業の効果を、実証的に考察するものである。対象は、中学校第三学年公民的分野である。中学校第三学年公民的分野を対象とした理由は、子どもの素朴な日常的な判断と、社会的な法的判断との間にある乖離を考察する上で、現実の社会にある問題を扱うことができる教育内容があるためである。教育内容とは、多くの子どもの日常生活に存在するSNS<sup>1)</sup>などに関わる表現の自由を対象とする。具体的には、次のような流れで二クラスを対象として授業を行った。はじめに表現の自由に対する認識を確認した。その上で、表現の自由の権利自体の重要性と限界について熟議民主主義の理論を活用して考察させた。最後に、表現の自由に対する認識を再確認した。本稿はその授業の構想の説明と、その実証による効果の検証を目的とするものである。

本稿は以下のように論じる。まず第2章では、表現の自由についての法的権利性と限界について、SNSなどの関係性を踏まえて整理する。さらに第3章では、構想した質問紙や学習指導案、ワークシートを示す。第4章では、Iクラスについての質問紙を活用した表現の自由に対する授業前の子どもの認識、授業の様子、授業後の質問紙の結果を整理する。第5章では、IIクラスについてIクラスと同様に整理する。ただし、IクラスとIIクラスでは、若干授業内容を変更した。変更内容とその理由については、第5章の中で論じる。第6章では、授業で活用したワークシートの記述内容などを参考にしながら、授業の効果についての総合考察を行う。最後に第7章では、本研究の成果をまとめる。なお、第1、2、3、7章については中平、第4、5章は山田、第6章は米山がそれぞれ担当した。

## 2 表現の自由に対する法的な考察

### 2.1 子どもの実態と一般的な対応から－SNSトラブルと子どもを取り巻く環境

まず、SNSにかかわる子どもの実態について見ていきたい。ここでは、東京都教育委員会による令和元年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査報告書のII調査結果を参考にする（東京都教育庁2020<sup>2)</sup>）。質問項目に、「インターネット利用時のトラブルや嫌な思いをしたことがあるか」がある。その結果は、「ある」という回答は、それぞれ、「小学校」6.2%、「中学校」8.2%、「高等学校」6.9%、「特別支援学校」8.4%の割合で存在した。次に、「自分が経験したトラブルや嫌な思いは何ですか。（複数回答可）」という質問項目がある。いずれの学校種とも、「メールやSNSに書き込んだ文章が原因で友達とけんかになった」が高く、それぞれ「小学校」17.9%、「中学

\*人文・社会教育学系 \*\*上越教育大学（修士課程）

校」27.8%、「高等学校」43.5%、「特別支援学校」20.0%の割合で存在した。さらに、「グループ内や、誰もがみられるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた」が高く、それぞれ「小学校」12.4%、「中学校」24.3%、「高等学校」32.0%、「特別支援学校」17.1%の割合で存在した。さらに、「トラブルを受けてどのように対応したか」という質問項目に対しては、「小学校」43.4%、「中学校」40.8%、「高等学校」47.5%で「がまんした」という回答の割合が最も高く、「特別支援学校」では「家族に相談した」が37.1%で最も高かった。なお、特別支援学校で「がまんした」は、22.9%と高かった。なお、警察や専門の窓口への相談は、すべての校種で5%にも満たない。全体で見ても、「がまんした」という回答は、「家族、学校・先生、警察、専門の相談窓口への相談の合計」よりも高いという結果となっている。つまり、多くの子どもたちが、何らかのSNSトラブルに巻き込まれた際に、何もしないという選択をする傾向が見える。一方で、子どもが加害者になることもあり、それらに対する啓発なども行われている<sup>3)</sup>。

なお、総務省(2019)によれば、2018年の段階でインターネット利用率(個人)は79.8%となっており。その中でも、スマートフォンを利用している割合が最も高く59.5%となっている。中学生を含む13~19歳の世代では、実に96.6%がインターネットを利用している。その年代が何を目的にインターネットを利用しているのかについては、高い順に、「動画投稿・共有サイトの利用」、「無料通話アプリやボイスチャットの利用」、「ソーシャルネットワーキングサービスの利用」である。なお、「ソーシャルネットワーキングサービス」の年代別利用状況の上位三世代は、20~29歳が最も高く78.5%、次に13~19歳が75%、30~39歳が74.8%の、全体の平均60%を超えている。興味深いのは、6~12歳が23.2%であるにもかかわらず、13~19歳がその三倍以上となっていることである。つまり、中学生段階から急激にスマートフォンなどを使用したインターネット利用率が高まるとともに、SNSの利用者が増加していることがわかる。SNSによる誹謗中傷が原因となる事件は、枚挙にいとまがない<sup>4)</sup>。

それに対して、各関係機関もいくつかの対応をしている。例えば文部科学省は、「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)【概要】を作成した(文部科学省, 2008)。そこでは、インターネット掲示板等での誹謗中傷を発見した際や子どもや保護者からの相談があった際の対応方法が記されている。具体的には、書き込み内容の確認後(印刷や写真撮影による証拠保全後)に、当該インターネット掲示板等の管理者や事業者などへの削除依頼、警察や法務局・地方法務局との連携が示されている。また、被害者や加害者にならないために、次のような指導を子どもにすることが示されている。①「掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。」、②「掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。」、③「掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。」である。

都道府県教育委員会単位でも様々な対策がなされている。例えば東京都教育委員会は、「SNS東京ルール」<sup>5)</sup>を東京都教育施策大綱の取組として策定している(2015年策定, 2019年改訂)。その主旨は、児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐためのルールづくりである。「SNS東京ルール」は、以下の通りである。すなわち、①「一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。」、②「自宅でスマホを使わない日をつくろう。」、③「必ずフィルタリングを付けて利用しよう。」、④「自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。」、⑤「送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。」である。2019年の改訂では、これら東京ルールに基づく取り組みが示されている。具体的には、「SNS学校ルール」及び「SNS家庭ルール」を作ることの指導・啓発や、補助教材の作成・配布・活用の促進、教員の指導力向上のための情報教育研修(情報モラル)の実施などである。なお、いわゆる携帯電話会社やSNSを運営する企業による対策や啓発活動も行われている<sup>6)</sup>。

## 2. 2 SNSトラブルに対する子どもへの一般的な教育

では、具体的に子どものSNSトラブルが生じた際にどのような対応をすることを教育しているのだろうか。法務省の監修により作成された公益財団法人権教育啓発推進センター(2018)には、SNSの被害を受けた際の対応について、次のように記している。まず、困ったときにはひとりに悩まずに、信頼できる大人(保護者や先生などを例示)に相談すること。それができない時には、最寄りの法務局・地方法務局の相談窓口や警察への相談を促している。さらに、プロバイダやサーバー管理者や運営者への削除要請・依頼、加害者(発信者)への削除依頼(弁護士に相談を推奨)を進めている。具体的に、削除依頼の注意点(誹謗中傷の書き込みを写真にとるなどの証拠保全など)や、リスク(書き込みに再注目が集まる可能性などのさらなる被害の拡大)などの注意喚起をしている。

さらに、LINE株式会社(2020)では、ネット上に不適切な情報が掲示されてしまった場合の対応について、次のように記している。ここでは、対応をステップ1~3の三段階で示している。

まずステップ1は、対応方針の決定である。例えば削除依頼をするという対応策をとった際には、掲示された場所のURLや日時分秒、具体的に問題がある内容のキャプチャ画像、および、掲示されたことにより困っている内容のまとめである。

次のステップ2は、手段の検討である。削除依頼または非公開にするための連絡先として、①「ネットに掲示した本人」、②「ネットサービス事業者」、③「その他専門機関」がある。①を選択できると削除は早急に行われるが、強制力がない。

そこで、最後にステップ3として、②や③を選択する。②は、著作権侵害や名誉毀損等の権利侵害事案について規定しているプロバイダ責任制限法を根拠にして措置依頼することができる。③は、一般社団法人セーフインターネット協会（Safer Internet Association, SIA）などが紹介されている<sup>7)</sup>。さらに、発信者への対応としての法的措置を求めることも記されている。例えば、刑事事件として警察が介入するケース（犯罪捜査）や、民事事件として発信者に法的請求（損害賠償請求等）するケースである。

以上のように、子どもに対する相談窓口や法的な対応を教育する体制がある。しかし実際には、先述の通り、多くの子どもたちは何もせず我慢するという対応をとる。ここにある乖離をどのように解決すればよいのだろうか。そこで次に、表現の自由の法的な内容や制約などを考察する。

### 2. 3 表現の自由の法的な意義

現在、憲法上で保障されている自由権は、一般的に、精神的自由、経済的自由、人身の自由に区分することができる。そのうち表現の自由は、精神的自由に分類される。芦部、高橋（2015）によれば、精神的自由のうち思想・良心の自由は、明治憲法下における治安維持法の運用にみられるように特定の思想を弾圧するものとして使われてきたとする。現在の憲法では、国民がいかなる思想を持とうとも、それが内心にとどまる限りは絶対的に自由であるとする。一方で、そのような思想などは外部に表明され他者に伝わることにより、初めて社会的効用を発揮する。そこに表現の自由の重要性があるとする。

芦部、高橋（2015）では、表現の自由を支える価値を次の二点に集約して示している。それは、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させることと、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与することである。前者が個人的な価値（自己実現の価値）を示すのに対して、後者は民主制に資する社会的な価値（自己統治の価値）と区分している。

奥平（2017）は、アメリカ最高裁判所の判決やそれらに対する見解の整理を参考にして、表現の自由が憲法上の重要な地位を占める根拠として次の四点を示している。第一に、表現の自由は、個人の自己充足を図るのに本質的な手段であること。第二に、表現の自由は、知識を高め、真理を発見するための本質的なプロセスであるということ。第三に、表現の自由は、社会の全成員が決定に参加する前提としての本質的な問いであること。第四に、表現の自由は、共同体が安定化し住み心地いいものになるとともに、健全な意見の違いと必要な際に同意を得ることの均衡を保つ方法であることである。奥平は、このようなアメリカの議論を足掛かりに、何人もの論者による表現の自由に対する論考を整理した。その上で、表現の自由は主観的・個人的な性質が顕著な権利であるとしつつも、客観的・制度的な目的をもつものでもあるとする。

さらに奥平（2017）は、他の基本的な諸自由を確保し、よき民主主義的秩序を維持するという客観的・制度的な目的に仕えるものでもあると述べ、他の基本的自由とは性格を異にする自由であると指摘した。他人に比べて多くの視力を持つものが政治的議論を自己都合で展開するように表現の自由を放任してしまうと、平等な政治参加の原則により確保される諸自由がその価値を失うことになる。いわゆる思想の自由市場論のように、経済市場のように思想を言論空間の自由市場に任せておけば、しだいに悪質なものは排除され、よりよいものだけが残っていく考え方である。言論には言論で対抗するという対抗言論（カウンタースピーチ）の法理である<sup>8)</sup>。しかし、奥平は実質的な権利保障のために、表現の自由は主観的・個人的な立場から個人がいいことをいう自由、それを放任する自由ではなく、客観的・制度的な価値の実現のためには何らかの補正措置をするといった表現の自由のための制度的保障が必要になるとしているのである。先述の芦部、高橋（2015）の表現の自由を支える価値の二つの側面の関係性を考えるうえで大変に参考になる議論である。

### 2. 4 表現の自由の制度的保障とその制約

先に、表現の自由には制度的保障が必要であるとした。その最たるものが知る権利である。芦部、高橋（2015）は、表現の自由は情報のコミュニケーションの自由であり受けての存在を前提としているとした。その上で、19世紀は受け手の存在を問題にする必要がなかったが、20世紀にはいると情報の送り手としてのマスメディアと市民との間に情

報の分離が顕著となったことから、知る権利をも踏まえる必要があるとした<sup>9)</sup>。先述の通り表現の自由が他の権利にも関係するものであり、例えば知る権利は参政権の保障の役割をも担うことになるからである。なお、20世紀後半から登場し21世紀の情報社会を席卷しているインターネットと表現の自由については事項で論じるが、情報の受け手であった市民のだれもが送り手にもなりえる状態が到来している。20世紀の知る権利の登場は、いわゆる報道の自由（取材の自由や放送の自由など）といった情報を送る側に対して国家がどのようにかかわることができるのかを、国民の権利保障との関係で意義と限界が論じられてきた。また、その表現内容をめぐり、性表現や名誉棄損にかかわる表現について議論がなされてきた。

そこで、先述の奥平の指摘のように、表現の自由は無制約ではなく何らかの判断基準が必要とされた。その際に支持されている考え方が、二重の基準論である。二重の基準論は、表現の自由を中心とした精神的自由を規制する合憲性審査を、経済的自由よりも厳格に行うという考え方である。その理由は、精神的自由の制約は民主的政治過程が正常に機能しないことや、経済的自由の審査は裁判所には困難であり立法府の判断を尊重することが望まれるからである<sup>10)</sup>。

表現の自由を規制する内容として、まず、表現内容規制と表現内容中立性規制がある。前者は、表現内容（名誉棄損に関する表現など）を理由に制限する規制であり、後者は表現内容ではなく表現行為（一定地域や建造物内でのピラ配りなど）を規制するものである<sup>11)</sup>。前者の規制は自由な意見の表明が損なわれる危険性が大きく、後者は別の方法が保障されている限りは同じ内容を表明できることから制約の程度が小さい（芦部，高橋，2015，梶原，2015）。

## 2. 5 表現の自由とSNSの関係性

### 2. 5. 1 プロバイダ等の責任の範囲

先に、知る権利に関連し19世紀から20世紀の変容についてはマスメディアの存在が影響を与え、伝え手と受け手の関係に視線が注がれた。一方で、20世紀後半から今世紀にかけてのインターネットの登場とその一般化は、伝え手と受け手の垣根がなくなる現状を生じさせている。曾我部（2017）は、インターネットとそれを利用したSNSなどの出現で誰もが自身の考えを表明することができたり、同じ考えを持った人々の連帯が進み政治を動かしたりすることが生じているとする<sup>12)</sup>。一方でそのような連帯は、ヘイトスピーチに代表される排他的な集団をも生じさせることになり、表現の自由が大切にされる民主主義に対する重大な挑戦がなされる現状もある。

さらに複雑な問題が存在する現状がある。曾我部（2017）によれば、SNSは、民間企業が運営するプラットフォーム上で行われる。利用者は利用規約に同意をしなければそれを使用できない。つまり、プラットフォーム事業者はどこまで個人の表現の制限をすることができるのか。さらに、国家などの公権力がプラットフォーム事業者のどこまでを制限することができるのかといった三者の関係性が存在するという。この点について現在、プロバイダ責任制限法がある。総務省によれば、同法の趣旨について次のように述べている<sup>13)</sup>。

#### （プロバイダ責任制限法の趣旨）

特定電気通信による情報の流通（掲示板、SNSの書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバーの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」といいます。）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プロバイダ等に対する発信者情報の開示を請求する権利を定めた法律です。

総務省HP ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/ihoyugai.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html)) を参照。

なお、同法が定められた理由を総務省は、次のように説明している。インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように権利を侵害されたとする者又は発信者から法的責任を問われるおそれがある。すなわち、「他人の権利を侵害する情報を放置した場合は、権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性」があり、「実際は他人の権利を侵害していない情報を削除した場合は、発信者から損害賠償請求を受ける可能性」がある。そこで、プロバイダ等において「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備したとしている。

曾我部（2017）によれば、同法第3条では、プロバイダ等の免責要件を明確化しているとする。まず、同条第1項は、プロバイダ等が権利侵害情報を削除しなかった場合、「プロバイダが権利侵害を知っていたこと」、「技術的に削除可能であること」、「情報の流通を知っていた場合であって他人の権利が侵害されていることを知ることができた」と認める相当の理由があることに一般的に該当しなければ責任が生じることがないとする。次に、同条第2項は、プロバイダ等が権利侵害情報だと判断して削除した場合に、実際には権利侵害をしていなかった場合、その情報発信者

に責任を負う場合の要件を明確化している。すなわち、「権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき」、「発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に反論がないとき」には免責であるとする。なお、後者は、内容（選挙運動または落選運動のためのネット情報や、いわゆるリベンジポルノ被害者からの削除要請）によっては、7日ではなく2日に短縮される。

また、総務省によれば、同第4条第1項は、被害者からの加害者情報の開示請求があった際、「侵害情報の流通によって請求者の権利が侵害されたことが明らかであること」、「損害賠償請求の行使その他開示を受けるべき正当な理由があること」の両要件を満たす時、発信者情報の開示を請求できるとしている<sup>14)</sup>。なお、プロバイダ等が被害者からの開示請求を受け付けない場合は、裁判所に対して開示請求の訴えをすることも考えられる。これは、被害者が加害者に損害賠償請求などをする場合の相手を明確化するためである。

## 2. 5. 2 加害者の責任の範囲

プロバイダ等の責任について先述したが、問題になるような情報を発信した加害者にはどのような責任があるのだろうか。ここでは、名誉棄損について考えていきたい<sup>15)</sup>。

曾我部（2017）は、インターネット上での名誉棄損について、ある事件を例に次のように述べている。事件の概要は、次の通りである。すなわち、「被告人が、あるラーメンフランチャイズ運営会社はインターネット上であるカルト団体と一体であり同社から団体に資金が流れているとインターネット上の自らのホームページに書き込んだ」である。この行為に対して、ラーメンフランチャイズ運営会社が被告人を名誉棄損で訴えたものである。第一審は、被告人を無罪とした。その理由は「インターネットが対等の地位で言論の応酬ができること」、「個人の発信の信用性は、マスコミや専門家よりも低いと認識されていること」、「名誉棄損が成立するには、事実の公共性・目的の公益性があり、事実が真実ではないことを知った上での発信したことなどが必要であること」としたためである。第二、三審では、被告人は有罪となった。その理由は、「個人利用でも信頼性が低いとうけとめられるとはいえないこと」、「インターネット上の発信は不特定多数の利用者が瞬時に閲覧可能になることから、名誉棄損の被害が深刻になること」、「反論によって名誉が十分回復する保証がないことから、相当性の法理（事実が真実であることを信じるに相当する理由があることを立証すること）を緩和すべきではない」としたためである。曾我部（2017）によれば、第三審の最高裁のこのような枠組みは、刑事裁判だけでなく民事裁判でも援用されているという。このような判決に対して曾我部（2017）は、表現の自由の憲法的保障の観点から、最高裁の決定には疑問があるとする。その理由としては、いわゆる相当性の法理の枠組みについて、一般的に個人利用のブログやSNSの書き込み相当部分は、報道記事などを引用しコメントをしているものであり、原情報の真実性の調査には限界があるからとする。

そもそも名誉棄損について規定している、刑法第230条は、どのような規定なのだろうか。

### （刑法第230条）

1. 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
2. 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

刑法230条は、ひろく不特定多数に事実に関係なく名誉を貶めた人が罰せられることが示されている。一方で刑法230条の2は真実の証明があった場合は罰せられないとされている。

### （刑法第230条の2）

1. 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。
2. 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。
3. 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

刑法第230条の2について梶原（2015）によれば、名誉を害する表現が、以下の三点を証明できれば名誉棄損罪に問われないとする。すなわち、①「公共の利害に関する条件にかかわること」、②「専ら公益を図る目的で行われたこと」、③「真実であること」である。なお、③については、「真実性の証明がなくとも、行為者が真実であると誤信

するに相当する理由があるときには免責とされる。」と緩和されているという<sup>16)</sup>。

つまり、公共の利害に関する事実について、公益を図るために真実であると証明できれば（そう判断するに相当する理由があれば）、違法性は問われなくとするものである。この「公共の利害に関する事実」、「公益性」が、子どものSNS発信に大きく影響をすると考えられる。つまり、どのような内容であれば規制するのかという表現内容規制と、どのような表現媒体などが規制に値するのかという表現内容中立規制を考える足場につながると考えられる。さらに言えば、制度として規制が強まると正当な表現の自由までもが奪われかねないだけでなく、正当な表現までも委縮させる萎縮的效果が生じることも考えられるからである（芦部，高橋2015）。

### 3 開発した授業モデルと質問紙

#### 3. 1 開発した授業モデルと学習指導案

次に、これまでに述べた表現の自由をとりまく課題について学習するための授業モデルを開発する。先述の通り、SNS上の表現の自由について様々な対応が官民間問わず展開されているが、個人的・社会的・政治的な問題が生じている。しかし、表現の自由には民主主義を守るために必要なものであり、二重の基準論に代表されるように特に丁寧に扱われてきたものである。SNSを対象とするとプロバイダなどの責任の所在も考慮しなければならず、問題が複雑化している現状がある。さらに言えば、表現の自由に対する啓発が委縮効果を生じさせる問題がある。

そこで本稿では、子どもに特に関係するSNS上の表現の自由の自由を絞って、正当な批判と法的に問題となる誹謗中傷などの境界線を考察することができる、つまり、表現の自由の意義と限界を学習することができる授業モデルを開発する。対象とするのは、中学校社会科公民的分野を学習する第三学年である。対象とする学習指導要領（文部科学省，2018）の該当箇所は、公民的分野の「内容C 私たちと政治（1）人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」とする<sup>17)</sup>。

なお、表現の自由の意義と限界を学習するために、本稿では熟議（熟議民主主義，deliberative democracy）の理論に依拠して行う。熟議は、多数決などの集計型民主主義とは異なる。熟議は、話し合いを中心とした民主主義を示す。熟議では何らかの合意が形成されることが期待されるが、本稿が依拠する熟議は、それが目的ではない（中平，2020）。熟議は、参加者が個々に納得できる結論を目指すものである。熟議では何らかの意見を表明する際に、自らの意見を正当化する理由を大切にす。なお、敵対性を先鋭化する闘技民主主義（agonistic democracy）やその方法のひとつとしてのディベートとは区別される。ディベートでは勝敗が決まると負けた方は勝った方に協力しないことが考えられる。それに対して熟議は、お互いに寄り添うことができる結節点を探すことを大切にす。以上から、本稿では、個人の意思決定を深くする熟議という方法を選択する。

次に、本単元の目標について学習指導要領の対象箇所を参考にすると、以下のように示すことができる。

#### （単元の目標）

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の資質・能力を身に付けることができるようにする。

- ・個人の尊重についての考え方を，基本的人権を中心に深め，法の意義を理解する。
- ・民主的な社会生活を営むためには，法に基づく政治が大切であることを理解する。
- ・対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し，表現する。
- ・個人の尊重についての考え方や日本国憲法の基本的原則などについて，現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする。

上記の単元の目標を踏まえて作成した，単元の評価基準は以下の通りである（表1）。

表1 単元の評価基準

評価項目	評価の内容
知識及び技能	・個人の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解している。 ・民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解している。
思考力、判断力、表現力等	・対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現している。
態度	・個人の尊重についての考え方や日本国憲法の基本的原則などについて、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとしている。

中平作成

次に、ここで子どもたちが働かせる見方・考え方の概念的枠組みについて考察する（表2）。対象とする概念的枠組みは、対立と合意、効率と公正、個人の尊重・法の支配・民主主義である。まず、対立と合意について考察する（文部科学省，2018，p.139）。権利としての表現の自由の行使とその内容、範囲に対して、他者の権利を著しく侵害する可能性がある。そこに対立が生じる。それらを調整するには、誰しものが対等・平等な人権保障がされる必要がある。つまり、表現の自由の権利行使と受け手の権利の関係性について考える視点を持たせたい。次に、効率と公正について考察する（文部科学省，pp.139-140）。表現の自由の権利行使をしないということは、さまざまな媒体や意見表明の機会（意見を受け取る機会）を無駄にしてしまうことから選択できない。これは健全な民主主義社会を構成していくうえでも重要な視点である。一方で、誰にとってのどのような表現が公正なのか、伝え手と受け取り手の権利を調整するにはどうすればよいのかなどを視点として持たせたい。最後に、個人の尊重・法の支配・民主主義について考察する（文部科学省，2018，p.152）。個人の尊重については、表現の自由をする個人の尊重と、他者の表現により人権を侵害されることが無い個人の尊重が考えられる。法の支配と民主主義については、表現を法で規制することにより人権を侵害される人を守ることと、表現を規制することにより権力者批判ができず健全な民主主義が成り立たなくなるなどを視点として持たせたい。なお、先にも述べたように委縮効果が生じないようにしなければならない。以上のような概念的枠組みの分析を参考にして、本時の目標を「これまでに学習した憲法が保障する権利と、社会の変化による新たな課題について様々な課題を理解し、その解決策を考察する。」とした。さらに、本時の評価ルーブリックを次のように設定した（表2）。それらを受けて、本時の学習指導案を開発した（表3）<sup>18)</sup>。

表2 本時の評価ルーブリック

評価規準（項目）	本時の評価基準		
	A（十分満足できる）	B（おおむね満足できる）	Bに到達させるための手立て
・これまでに学習した個人の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、社会の変化と憲法が保障する権利との間に生じる課題を理解している。 （知識・技能）	・これまでに学習した内容をふまえて、自ら選択した解決策が、憲法が保障する権利をどのように担保しているのかを明確にして解決策を選択することができる。その際、他者の当事者性についても触れることができる。	・これまでに学習した内容をふまえて、自分なりに根拠を明確にして、解決策を選択することができる。	・憲法が保障する権利としての表現の自由を復習するとともに、SNSの誹謗中傷事例の何が問題なのかを共に考える。
・自分の主張の裏づけとなる根拠を、多面的・多角的に考察し、自分の言葉で表現している。 （思考・判断・表現）	・自分の主張の裏づけとなる根拠を明らかにするとともに、他者の当事者性に配慮した上で、解決策を選択することができる。	・自分の主張の裏づけとなる根拠を明らかにしながら、解決策を選択することができる。	・自分の感覚や感情でも構わないので、解決策を選択させる。その上で、その解決策の効果とトレードオフを丁寧に解釈することにより、感覚や感情から根拠のある判断へと変容させる。

中平作成

表3 本時の学習指導と評価の展開

		ねらい・学習内容	知	思	態	評価規準（評価方法）
事前		・質問紙に取り組み、表現の自由に対する認識を確認する。				
・ねらい：これまでに学習した憲法が保障する権利と、社会の変化による新たな課題について様々な課題を理解し、その解決策を考察する。						
第十二次	導入 (5分)	◎本時の学習課題を理解する。ワークシート（以下、WS） <b>【1】</b> ・これまでに学習した自由権の中でも、表現の自由について考えることを授業者から伝える。 ・表現の自由をめぐる問題について、SNSを事例に考える。誹謗中傷をSNSに書き込む、加害者の気持ちを考える。	●			●他者を攻撃する加害者の立場を表現の自由の権利踏まえて考える。 (WS【1】の記述内容)
	展開1 (10分)	◎SNSをめぐる問題を整理する。 ・SNSの良さを確認する。 WS【2】 ・SNSの問題への対策と、その対策の問題を確認する。 WS【3】 ・⑤～⑦に関連して、プロバイダ責任法が改正されたことを授業者から伝える。 ・他に課題が考えられる場合は、⑧に書き込む。 ・正当な批判と誹謗中傷を整理する。 WS【4】		●		●SNSをめぐる問題とその対策、さらなる問題を整理して考えることができる。 (WS【3】の記述内容)
	展開2 (30分)	◎SNSをめぐる問題の解決策を考える。 ・解決案1～3の中から自分の考えに近いものを選択する。その際、自己の案として第4案を考えても良い。 ・効果とトレードオフを授業者から説明する。 ・解決策を個人選択した後に、グループで考えをシェアする。その際、自分の選択の根拠を他者に伝えさせる。質疑応答をお互いに行う。 WS【5】、【6】		○		○自分の主張の裏づけとなる根拠を、多面的・多角的に考察し、自分の言葉で表現している。 (WS【6】(2)の記述内容)
	まとめ (5分)	◎本時の学習をまとめる。 ・熟議後に、自分の考えを省察し、最終案をまとめる。その際、参考にした他者の意見なども踏まえる。 WS【7】 ・事前に行った質問紙に取り組む。 ・時間により家庭学習にし、次々にWSと確認プリントを回収する。	○			○これまでに学習した個人の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、社会の変化と憲法が保障する権利との間に生じる課題を理解している。 (WS【7】の記述内容)

知…知識・技能、思…思考力、判断力、表現力等、態…態度  
○…「評定に用いる評価」、●…「学習改善につなげる評価」  
中平作成

### 3. 2 子どもの認識を確認するための質問紙作成

次に、授業前後に実施するために作成した質問紙は表4の通りである。表現の自由に対して正当な批判であるものと、誹謗中傷の区別ができるかどうかを判断するために質問紙を用意した。なお、(1)及び(2)は表現の自由に基づく正当な批判であり、(3)は誹謗中傷にあたる。また、選択の理由①～⑥は、質問紙に対応して生徒がどのような思考に基づいて判断するのかを確かめるために準備した。①は利己主義的判断（自己の利益を中心にするを判断基準とするもの）、②は利他的判断（自分を犠牲にしても他者を大切に考えることを判断基準とするもの）、③は価値的・義務論的判断（行為の動機が道徳的に正しいか否かを判断基準としているもの）、④は功利主義的判断（少数ではなく、多数の人の役に立つことが大切であることを判断基準とするもの）、⑤は規範的判断（決められた規範に基づいたことを判断基準とするもの）である。



表4 質問紙

問い  
次の(1)~(3)について、「表現の自由に違反する行為」か否かを選び（ ）に○を入れてください。さらに、選択した理由を①~⑤の中から1つだけ選び（ ）に○を入れてください。①~⑤以外の考えの時は、⑥のその他に記述してください。

(1) 私は昨日、家族でレストランに食事に行った。インターネットのサイトで、“おいしくてボリュームがある”という高い評価がされているレストランだ。私は特に評価が高いハンバーグを注文した。しかし、量は思ったより多くなく、味はまったく美味しくなかった。帰宅後、インターネットのそのサイトに「この店の“おいしくてボリュームがある”という評判は嘘だ。ボリュームに期待する人は行かない方がいい。」と書き込んだ。なお、インターネットのサイトの利用ルールで、他者を誹謗中傷することは禁止されている。

A.表現の自由に違反する行為だ（ ），B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ（ ）

選択した理由  
①自分の感想を述べただけだから（ ）  
②自分の考えはあるが、それよりもレストランの評判を傷つけるのはいけないから（ ）  
③“おいしくてボリュームがある”が偽りであるという情報は、正す必要があるから（ ）  
④“おいしくてボリュームがある”と多くの人が言っている情報が正しいから（ ）  
⑤このような書き込みは、サイトの利用ルールでは禁止されているから（ ）  
⑥その他「 \_\_\_\_\_ 」

(2) ウイルス蔓延により緊急事態宣言が伸びたのは、アメリカなどの他の国のようにワクチンを早く準備することができなかった政府の責任だ。緊急事態宣言が伸びた結果、楽しみにしていた修学旅行がキャンセルになってしまった。そこで、私は「緊急事態宣言なんで今すぐやめてしまえ！」と、政府が決めたことに反対する内容をSNSに書き込んだ。なお、インターネットのサイトの利用ルールで、他者を誹謗中傷することは禁止されている。

A.表現の自由に違反する行為だ（ ），B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ（ ）

選択した理由  
①自分の考えを述べただけだから（ ）  
②修学旅行がキャンセルになったのはかわいそうだから（ ）  
③政府に反対する意見を言うてはいけないから（ ）  
④多くの人が緊急事態宣言に従って生活しているのに、反対するのは許されないから（ ）  
⑤このような書き込みは、サイトの利用ルールでは禁止されているから（ ）  
⑥その他「 \_\_\_\_\_ 」

(3) ずっと好きだったアイドルが結婚すると発表した。それだけでもショックなのに、結婚相手が大嫌いな俳優だった。世の中の的にも大きな話題となった。アイドルにはたくさんのファンがいた。そのうちの一部ファンは、結婚相手のSNSに対して「死ね」、「ぶっ飛ばす」など書き込んだ。私も同じ気持ちだったので、結婚相手のSNSに対して「死んでしまえ」と書き込んだ。なお、インターネットのサイトの利用ルールで、他者を誹謗中傷することは禁止されている。

A.表現の自由に違反する行為だ（ ），B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ（ ）

選択した理由  
①自分の悔しい気持ちを述べただけだから（ ）  
②結婚相手に対して、脅迫することになっているから（ ）  
③そもそも人を傷つけるような書き込みをすることは人として許されないから（ ）  
④多くのファンの気持ちを代わりに述べただけだから（ ）  
⑤このような書き込みは、サイトの利用ルールでは禁止されているから（ ）  
その他「 \_\_\_\_\_ 」

中平作成

### 3. 3 開発したWS

次に、授業前後に実施するために作成した質問紙について考察する。次ページから4ページにわたって示したWSは、1ページあたりA4で1枚で作成されている。これをA3判裏表の1枚のワークシートにして子どもに提示した（表面左側：WS-1、表面右側：WS-2、裏面右側：WS-3、裏面左側：WS-4）。なお、本稿の体裁に合わせる必要があるためワークシートは実際に子どもに使用したものと若干異なる（イラストの削除、グラフも文字化など）が、内容は同じものとなる。

(以下, WS-1)

3年 組 番 氏名

・これまでに学習した自由権の中でも表現の自由について, 問題点とその解決を考えていきます

憲法上は表現の自由について, 次のように記載されています。  
 憲法二十一条一項 集会, 結社及び言論, 出版その他一切の表現の自由は, これを保障する。

**【1】表現の自由をめぐる問題**

◎今回は, SNS上の個人への誹謗中傷を題材に考えます。・例1: オリンピック選手への誹謗中傷

◎五輪出場選手へのSNSでの誹謗中傷が相次いでいる。度を超えた批判が選手を疲弊させ, 自身が中傷をやめるよう訴える事態になった。

- ・サーフィン男子で銀メダルを獲得した五十嵐カノア選手のSNSにも, 採点に不満を持ったとみられる人たちから「審判を取り込んだ」「あなたはメダルに値しない」などの投稿が相次いだ。「広島と長崎」という言葉を使って被爆地をからかう言葉も見られた。
- ・情報サイトの編集者が匿名アカウントで, 女子テニスの大坂なおみ選手(23)に対して差別的な投稿をしていたことも発覚した。この編集者に業務委託していた徳間書店は「人権侵害を伴う不適切な投稿」と謝罪し, 契約を解除したとホームページで公表した。  
 (朝日新聞デジタル2021年7月31日より)

※加害者は, どのような気持ちで書き込んだのだろうか?

**【2】SNSの良さ**

◎SNSは, いくつもの良さがあります。

- ・普段の生活では出会うことが無かった人と繋がりが持てる (有名な人とも)。
- ・情報の収集がしやすい。 ・友人とのコミュニケーションがとりやすい。
- ・これまで知られていなかった問題が広く知られることになり, 社会問題として共通認識される。
- ・多くの人に自分の意見を表現する場になり, 表現の自由が守られる。 など

**【3】インターネット上の意見の傾向**

表 「憲法改正」社会の意見分布とSNS上の投稿回数分布

意見	社会の意見分布内各意見が占める割合	SNS上の投稿回数分布内各意見が占める割合
非常に賛成である	約8%	約29%
賛成である	約9%	約8%
どちらかといえば賛成である	約19%	約11%
賛成とも反対ともいえない	約31%	約14%
どちらかといえば反対である	約15%	約10%
反対である	約10%	約12%
絶対に反対である	約8%	約16%

山口(2020, p.46)を基に作成

**【4】プロバイダ責任制限法(2001年成立, 2021年改正)**

- ・インターネット上の情報によって権利侵害があった場合において, プロバイダなど運営事業者の損害賠償責任の制限と, 発信者情報の開示を請求する権利を定めたもの。
- プロバイダは被害者から開示請求があった場合は, 発信者に意見を聞いたうえで, 発信者の情報を開示できる。
- 開示によって生じた発信者の損害について, 運営事業者は責任を持たない。
- 違法情報の削除を求められた場合は, 発信者の同意のうえで削除する義務を負う。
- 発信者らと連絡がつかなかった場合や, 削除に応じなかった場合に, 運営事業者がその表現を削除しても, それが理由に損害賠償を負わない。 など

※裁判によらなければ開示しない。時間がかかる。  
 データが消えるなどの問題があったため, 2021年に改正。  
 →裁判所を通じた情報開示請求が1回で済むことになった。  
 裁判所から運営事業者に, 誹謗中傷のデータを消さないように命令できるようになった。など

※このグラフから読み取れることは何でしょう?

(以下、WS-2)

**【5】対策**・主に次の①～⑥のような対策が考えられます。右がその方法と効果、左がその対策の問題点です。

**①教育で情報モラルを高める**

すでに多くの方は、情報モラルを守っています。一部の人が大量の問題のある書き込みをしているだけ。



インターネットの運営事業者など、いくつもの企業などが生徒向けにSNS理解の教材を作成している。

**②ミュートやブロック機能を使い被害者が自衛する**

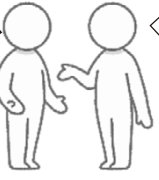
ミュートやブロックをしたからといって、加害者の発信は止まらないことも考えられる。被害者の不安は減らないかもしれない。



被害者はSNSでみたくない情報をミュートによりみえなくする。加害者の投稿をブロックする。ブロックの場合、相手側にブロックしたことが知られる可能性がある。

**③被害者のケアをする**

被害者がカウンセリングを受けても、加害者の発信が止まることはない。



被害者がつらい思いをしていることから、カウンセリングなどのケアの体制をとる。

**④匿名で投稿する制度をやめる**

少しでも批判的な投稿がされると、発信者が誰なのかを明らかにしようとすることがある。権力者や団体が組織的に圧力をかける可能性がある。



すべて実名で投稿するようにして、責任を持った発言をするようにする。

正当な批判と誹謗中傷の区別が困難である。政治家のような公人への批判をはじめ公共性のあるものは、民主主義社会ではできるだけ認めることが表現の自由の保障の役割である。

**⑤削除請求**



SNSで誹謗中傷を受けた場合、SNSの運営事業者にその投稿の削除を求めることができる。

**⑥アカウントの停止**

ひとつのアカウントを停止したところで、個人でアカウントをいくつも取得できるので、効果は疑問。



SNSの利用規約に誹謗中傷の書き込み禁止を書き込み、これに反する場合は書き込みやアカウント停止を規定する。

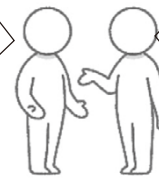
**⑦損害賠償請求**

損害賠償は裁判で決まるので、時間がかかる。その間ずっと悩み続ける。友人など身近な人からの誹謗中傷の場合、裁判をすれば関係が悪くなる。



加害者に対して、裁判により損害賠償の請求をすることができる。被害者が勝とは限らない。

**⑧その他**



**【6】難しい判断－批判と誹謗中傷の違い**

- ・誹謗中傷になるもの(代表的なもの)
  - ・名誉棄損罪：「〇〇は、過去に罪を犯して刑務所に入っていた」とSNSに事実を書き込んだ。
  - ・侮辱罪：「〇〇はバカだ。」「〇〇は役立たずだ」などの暴言をSNSに書き込んだ。
  - ・信用毀損罪：「〇〇ラーメンは自家製と言いながら市販のスープを使っている」など店の評判を落とす嘘を書き込んだ。

・批判は問題ありません。批判とは、他人の立場や行動、言動などに対する良し悪しを評価することです。

※批判は表現の自由で守られています。それがないと、民主主義社会がうまくいきません。

(以下, WS-3)

**【7】表現の自由とSNSの情報発信の問題を乗り越えるためには、どのような解決案が考えられるでしょうか。**

- ・以下の解決案の中から、自分の考えに近いものを選びましょう。ない場合は、第4案に記入してください。
- ・第1案から第3案までの効果と、失われるもの(トレードオフ)に追加できるものがあれば書き込んでください。

解決案	実行する際に考えられる効果	失われるもの(トレードオフ)
<p><b>第1案</b> 誹謗中傷の被害者をなくすために、表現の自由を制限します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSの投稿は実名制にします。</li> <li>・削除請求がされたものは、時間がかかる裁判を経ず、直ちに消去します。それにより被害者を守ります。</li> <li>・加害者のSNSのアカウントをすべて停止し、二度と取れないようにします。</li> <li>・損害賠償できる請求額を大幅に高くして、厳罰化します。</li> </ul> <p>●他にありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実名だと正当な批判ができなくなるかもしれません。</li> <li>・権力者が自分に都合の悪い意見をつぶしていく可能性があります。</li> <li>・心を入れ直してもやり直しがきかない社会になります。</li> <li>・お金がある人は、何も困りません。</li> </ul> <p>●他にありますか？</p>
<p><b>第2案</b> 現在の制度のままで、表現の自由とSNSの情報発信の問題に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誹謗中傷の書き込みを削除できます。</li> <li>・誹謗中傷を書き込んだ人が特定できればアカウントを停止します。</li> <li>・誹謗中傷と正当な批判の違いを丁寧に判断することにより、表現の自由で守られている人権を保障します。</li> <li>・教育で情報モラルを高めていきます。</li> <li>・ミュートやブロック機能を使い被害者が自衛します。</li> <li>・被害者のケアをします。</li> </ul> <p>●他にありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削除までに時間がかかり、その間に被害者は苦しみます。</li> <li>・ひとつのアカウントを停止しても、別に持つことができます。</li> <li>・誹謗中傷と正当な批判の違いが判断できない人がいるのが現状です。そのため、誹謗中傷する人は自分の行為が正当な批判だと思っています。逆に、正当な批判を使用としても誹謗中傷になるかもしれないと思ひ発言を自粛する人もいます。</li> </ul> <p>●他にありますか？</p>
<p><b>第3案</b> 表現の自由は、自由な発言から生まれるので、制限はしないで人々の良心に訴えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法で保障されている表現の自由が強く保障されません。</li> <li>・誰にでも、何を言っても許される社会になり、自由な発言ができます。</li> <li>・教育で情報モラルを高めていきます。</li> <li>・ミュートやブロック機能を使い被害者が自衛します。</li> <li>・被害者のケアをします。</li> <li>・友達とSNSで何でも言い合えます。</li> </ul> <p>●他にありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような表現でも許されると誤解する人が出るかもしれません。</li> <li>・すでに多くの人は情報モラルを守っています。誹謗中傷をする人に届くかどうかわかりません。守っている人は正当な批判もできなくなるほど自粛するかもしれません。</li> <li>・被害者が自衛しても、誹謗中傷がなくなるわけではありません。</li> <li>・友達に誹謗中傷されても関係性が悪くなることを気にして、そのままにすることもあります。</li> </ul> <p>●他にありますか？</p>
<p><b>第4案</b> あなたが独自に考えた案</p>		

(以下, WS-4)

**【8】【7】で選択した考えを, グループでシェアしましょう。**

(1) メモ

(2) 話し合う中で意見が一致した内容は何ですか? 意見に相違が生じた内容は何ですか?

(一致した内容) 例: こんな社会をつくりたい。

(意見に相違が生じた内容) 例: こんな社会を作りたいけど, その方法が違う!

**【9】あなたの最終的な判断を, 理由とともにしるしてください。**

## 4 クラス I における授業の実際

### 4. 1 授業前に行った質問紙の結果と分析

授業前の第3章表4の(1)の質問紙に対しての子どもの回答を表5にまとめた。(1)～(3)の質問に対して「A.表現の自由に違反する行為だ」と回答した子どもと「B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ」と回答した子どもの人数を記入し、そう回答した理由①～⑤の人数をその右のマスに集計した。このクラスでは、「A.表現の自由に違反する行為だ」と回答した子どもが多い。回答の理由を見ると「②レストランの評判を傷つけるのは良くない」を選択する生徒が最も多く、次に「⑤サイトのルールで禁止されているから」を選択する子どもが多かった。(1)の内容は正当な批判に当たるが、これを誹謗中傷と判断している子どもが多いのではないかと考えられる。同じく(2)の質問に対して、「A.表現の自由に違反する行為だ」と回答した子どもが多い。回答の理由を見ると「④多くの人が緊急事態宣言に従って生活しているから」を選択する子どもが最も多く、次に「⑤サイトのルールで禁止されているから」を選択する子どもが多かった。(3)の質問に対しては、ほぼ全員が「A.表現の自由に違反する行為だ」と考え、その理由を「③人を傷つけるような書き込みをするのは人として許されない」を選択している子どもが多く、このケースは誹謗中傷と認識していると考えられる。

表5 質問紙に対する授業前の各問への回答

(1)～(3)の選択肢	(1)への回答とその理由		(2)への回答とその理由		(3)への回答とその理由				
A (表現の自由に違反する行為)	16	①	0	17	①	1	26	①	0
		②	9		②	0		②	6
		③	0		③	0		③	13
		④	0		④	7		④	0
		⑤	5		⑤	5		⑤	3
		その他	1		その他	4		その他	1
B (表現の自由に違反しない行為)	11	①	5	10	①	6	1	①	0
		②	0		②	1		②	0
		③	5		③	1		③	0
		④	0		④	1		④	1
		⑤	0		⑤	0		⑤	0
		その他	0		その他	0		その他	0
無回答及び欠席	8		8		8				

※⑥は「その他」と回答した子ども、無回答・誤回答は含まず  
授業前質問紙の回答より山田作成

### 4. 2 授業の実際

在籍生徒35名で、授業分野は中学校社会科の公民的分野で実施した。教科書は『中学社会 公民 共に生きる』（教育出版）を使用し、第2章「個人を尊重する日本国憲法」の単元で実施した。授業当日は欠席者が4名おり、31名の子どもで授業を実施した。

授業は、教科担任ではない講師3名で進行し、普段とは違う環境ということもあり、授業開始時は多少固い雰囲気であった。授業が進むにつれて和やかな雰囲気で行われるようになった。授業の途中で資料の解説が並列的でその説明時間が長くなったこともあり、集中力が途切れる子どもが何名か存在した。グループで考えをシェアする時間では、普段学級での活動を行っている生活グループをベースに行い、司会進行をその生活グループのグループ長に依頼した。話し合いは概ね問題なく進行し、活発な意見交換をしているグループも見られた。

### 4. 3 授業後に行った質問紙の結果と分析

授業後の第3章表4の(1)の質問紙に対しての子どもの回答を表6にまとめた。この表6では、事業前の結果と比較するために、授業前後の結果を並べている。表のスペースの関係で、回答理由①～⑤とその他の欄は(1)の欄のみ記入した。表6の(1)と(2)の結果を見ると、「B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ」と回答した子どもがそれぞれ3名増加した。その回答の理由に、「①自分の考えや気持ちを述べただけ」を選択した子どもが増加して

いる。授業を通して、(1)(2)の問いの事例が正当な批判であることに気付いた子どもが増えたことが考えられる。(3)については、明らかな誹謗中傷の事例を取り上げているが、授業前の回答では1名が「B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ」と回答していたが、授業後には全員が「A.表現の自由に違反する行為だ」と回答した。特に大きな変化が見られたのは、(1)のAを選択した子どもの理由「⑤サイトのルールでは禁止されているから」が5人から0人になっている部分である。サイトでは、誹謗中傷を禁止しているのであって、正当な批判については禁止していない点を理解していなかったと読み取ることができる。また、表7については、回答の理由のみをまとめたものである。

表6 質問紙に対する授業前・後の各問への回答とその理由

(1)~(3)の選択肢	(1)への回答とその理由				(2)への回答とその理由				(3)への回答とその理由			
	事前		事後		事前		事後		事前		事後	
A (表現の自由に違反する行為)	①	0	14	1	17	1	14	1	26	0	31	2
	②	9		7		0		0		6		10
	③	0		2		0		0		13		11
	④	0		0		7		7		0		0
	⑤	5		0		5		3		3		3
	その他	1		3		4		1		1		2
B (表現の自由に違反しない行為)	①	5	17	13	10	6	17	13	1	0	0	0
	②	0		0		1		0		0		0
	③	5		3		1		1		0		0
	④	0		0		1		1		1		0
	⑤	0		0		0		0		0		0
	その他	0		1		0		2		0		0

※⑥は「その他」と回答した子どもで無回答・誤回答は含まず  
授業前・後質問紙回答より山田作成

表7 質問紙に対する授業前・後の各問への回答の理由

(1)~(3)の回答理由の 選択肢	(1)への回答理由		(2)への回答理由		(3)への回答理由	
	事前	事後	事前	事後	事前	事後
①利己主義的判断	5	14	7	14	0	2
②利他的判断	9	7	1	0	6	10
③価値的・義務論的判断	5	5	1	1	13	11
④功利主義的判断	0	0	8	8	1	0
⑤規範的判断	5	0	5	3	3	3
その他	1	4	4	3	1	2
誤回答・無回答	8	4	8	5	8	4

※⑥は「その他」と回答した子どもで無回答・誤回答は含まず  
授業前・後質問紙回答より山田作成

## 5 クラスⅡにおける授業の実際

### 5.1 授業前に行った質問紙の結果と分析

授業前の第3章表4の(1)の質問紙に対しての子どもの回答を表8にまとめた。表8の(1)の欄を見るとこの質問に対して、「B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ」と回答した子どもの方が多かった。その理由については、「①自分の意見を述べただけ」と表現の自由の範囲であると理解している子どもが多いように思われる。(2)の欄を見るとこの質問に対して、「A.表現の自由に違反する行為だ」と回答した子どもが多い。その理由については、「④多くの人が緊急事態宣言に従って生活しているのに、反対するのは許されないから」を選択している子どもが最も多く、多くの人が賛同していることには従うべきである、という意見が多いと考えられる。(3)の質問については、ほとんどの子どもが「A.表現の自由に違反する行為だ」と回答しており、また、その理由を見ても「②結婚相手に対して、脅迫することになっているから」、「③そもそも人を傷つけるような書き込みをすることは人として許されないから」と、この問いが誹謗中傷であることを理解しているようである。ただ、「B.表現の自由には違反しない

問題がない行為だ」と回答する子どもが3名おり、また、その中に、「自分の考えを述べただけだから」という理由を書いている子どももいて、自分の考えを述べることで誹謗中傷になり得ることを理解していないことが予想される。

表8 質問紙に対する授業前の各問への回答

(1)～(3)の選択肢	(1)への回答とその理由		(2)への回答とその理由		(3)への回答とその理由				
A (表現の自由に違反する行為)	12	①	1	16	①	1	25	①	0
		②	4		②	0		②	10
		③	1		③	1		③	9
		④	1		④	10		④	0
		⑤	3		⑤	1		⑤	3
		その他	0		その他	1		その他	0
B (表現の自由に違反しない行為)	17	①	9	13	①	10	3	①	1
		②	1		②	1		②	0
		③	6		③	0		③	1
		④	0		④	0		④	0
		⑤	0		⑤	0		⑤	0
		その他	1		その他	1		その他	1

※⑥は「その他」と回答した子どもで無回答・誤回答は含まず  
授業前質問紙の回答より山田作成

## 5. 2 授業の実際

在籍生徒35名で、授業分野は中学校社会科公民的分野で実施した。教科書は『中学社会 公民 共に生きる』(教育出版)を使用し、第2章「個人を尊重する日本国憲法」の単元で実施した。授業当日は欠席者が6名おり、29名の子どもで授業を実施した。

授業は、教科担任ではない講師3名で行うなど、普段の授業とは異なる環境であったこともあり、落ち着いた態度で取り組む子どもが多く見られた。クラスⅠでは、資料の解説・説明時間が多くなったこともあり、授業の途中で集中力が途切れる子どもが存在したため、クラスⅡでは、説明箇所を焦点化し、子どもが集中力を途切れさせることがないように工夫した。また、説明の補足として、写真資料<sup>19)</sup>や映像資料<sup>20)</sup>を使い子どもの理解を促した。文章や説明を聞くことを苦手とする子どもの事を考慮し、授業内容への理解と興味を深めるため、視覚的に理解できるような資料を準備した。特に、映像資料については全員の子どもの顔を上げて見入っていた。グループでシェアする場面においては、話し合いを円滑に進めるため、4人グループで意見交換を行うこととし、その司会は教科担任からグループ長に適する子どもを推薦してもらい授業前に依頼し決定した。スムーズに話し合いができなかったグループや、沈黙している時間があつたグループも存在したが、意見を交換する中で自分の考えを批判的にとらえたり、補強したりしているグループもあった。

## 5. 3 授業後に行った質問紙の結果と分析

授業後の第3章表4の(1)の質問紙に対しての子どもの回答を表9にまとめた。(1)の質問に対しては大きな変化が見られなかった。授業の中で、正当な批判についての説明が十分に理解されなかったことが考えられる。(2)の質問に対しては、「A.表現の自由に違反する行為だ」と回答した子どもが増加し、「B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ」と回答した子どもが減少した。その理由として「⑤このような書き込みは、サイトの利用ルールでは禁止されているから」を選んだ子どもが5名増加しており、「ルールを守るべきだ」と考えている子どもが増えたようである。ただし、この場合はルール上も正当な批判に当たるため、「正当な批判とは何か」ということへの理解が薄かったように考えられる。(3)の質問については、ほとんどの子どもが「A.表現の自由に違反する行為だ」と回答し、その理由も②③が多くほぼ変化はなかった。授業前に「B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ」と回答した子どもは1人減ったが、2人については意見の変更はなかった。



表9 質問紙に対する授業前・後の各問への回答

(1)~(3)の選択肢	(1)への回答とその理由				(2)への回答とその理由				(3)への回答とその理由				
	事前		事後		事前		事後		事前		事後		
A (表現の自由に違反する行為)	12	①	1	13	2	16	1	19	2	25	0	26	0
		②	4		6		0		1		10		
		③	1		0		1		0		9		10
		④	1		0		10		8		0		0
		⑤	3		3		1		6		3		3
		その他	0		0		1		2		0		0
B (表現の自由に違反しない行為)	17	①	9	16	8	13	10	10	8	3	1	2	1
		②	1		2		1		1		0		0
		③	6		5		0		0		1		1
		④	0		0		0		0		0		0
		⑤	0		0		0		0		0		0
		その他	1		0		1		0		1		0

※⑥は「その他」と回答した子どもで無回答・誤回答は含まず  
授業前・後質問紙回答より山田作成

表10 質問紙に対する授業前・後の各問への回答の理由

(1)~(3)の回答理由の 選択肢	(1)への回答理由		(2)への回答理由		(3)への回答理由	
	事前	事後	事前	事後	事前	事後
①利己主義的判断	10	10	11	10	1	1
②利他的判断	5	8	1	1	10	10
③価値的・義務論的判断	7	5	1	0	11	12
④功利主義的判断	1	0	10	9	0	0
⑤規範的判断	3	3	1	6	3	3
その他	1	0	2	2	1	0
誤回答・無回答	2	2	3	1	3	2

※⑥は「その他」と回答した子どもで無回答・誤回答は含まず  
授業前・後質問紙回答より山田作成

## 6 実践の総合考察

### 6.1 クラスIでの実践の考察

クラスIの子どもたちにおいては、表現の自由を保障することよりも、誹謗中傷をなくすことに注力することが必要であるとする傾向が見られた。特にこのクラスで特徴的だったのは、WS【7】の記述である。そこで記述されていることは、表現の自由とSNSの情報発信の問題を乗り越えるためには、どのような解決案が考えられるかをそれぞれが理由とともに記入したものである。クラスIでは、解決案として、第1案（表現の自由を制限する）もしくは第1案と第2案（現在の制度のまま）をハイブリットした解決案を提示する子どもが9名にのぼった。一方で、第3案（表現の自由は制限しない）を解決案として提示した子どもは誰もいなかった。解決案として提示されたもので、最も多いのは15名の子どもたちがあげた第2案であるものの、第1案が次点となり、第3案を誰も選択しなかったことは、後述するクラスIIと比較して特徴的である。以下に、子どもたちがWSに記した解決案とその理由の中で、特徴的なものを示す<sup>21)</sup>。

（「表現の自由を制限する」とした子どもたちの意見）

- ・ 損害賠償できる請求額を高くしたり、人を誹謗中傷するなどの意見を言った人のアカウントをすべて停止すれば、誹謗中傷をする人も被害者も減ると思ったから。
- ・ 私は第2案にしてもやっぱり誹謗中傷は減らないと思ったから、まわりの人には見えないけど、国にだけ本名とかを知られているとかが良いと思いました。
- ・ 厳罰化した方が良いと思った。誹謗中傷する人が減る。
- ・ 私はSNSを始める制(マ)に、運営者に個人情報すべて登録しもし誹謗中傷をしたら、その個人情報を明かされるようにする。なぜなら、そうすれば誹謗中傷をしなくなると思った。

- ・私は第1案が良いと思った。実名制にすることで、正当な批判などはできなくなるが、それよりも鬱になる人やSNSでいじめを受ける人がいなくなり、たくさんの人を助けることができるから。

クラスIの授業WS【7】より引用

これらの記述から、現在の制度では誹謗中傷により苦しむ人が後を絶たないと考えられることから、表現の自由をより厳しく制限する制度を必要と考えていることがうかがえる。また、クラスIには第4案として解決策を自らが考え出す子どもたちがいた。第4案を提案した子どもたちの意見は以下の通りである。

（「独自の案」を作成した子どもたちの意見）

- ・私は第4案をつくるべきだと思います。なぜなら、すぐに削除が出来たりアカウントをすべて停止出来たりして、とりえず被害者をはやく守れるからです。アカウントを削除した後は、その被害者のケアができ、少しずつ心を元の状態にしていけます。実名制にしても誹謗中傷してくる人はいるので実名制は必要ないと思います。
- ・今のままでだとダメだから問題になっているから変える必要があると思う。変えるにあたって制限する、しないでとデメリットが多く生まれるので、それを混ぜてお互いのデメリットを解決するのが、今考えられる中で一番良いのかなと思ったからです。

クラスIの授業WS【7】より引用

第4案として子ども自身により提示された独自の解決策は、概ね第1案に近い内容が提案されている一方で、現在の制度に問題意識を持ちながらも第1案と第3案にもデメリットがあることについて言及した意見もある。さらに、グループで各自の意見をシェアする中で、一致した内容と相違が生じた内容について着目すると、第1案、第2案、第4案のどれを最終的な判断としたかは、子どもたちによって分かれているが、誹謗中傷をなくしたいという意見は一致している。一方で、誹謗中傷をなくすためにどのような解決策があるのか、その考えについては、それぞれの意見に相違が生じていたことがわかる。

それによって、授業後の質問紙調査では、(3)の設問について、クラスIではすべての子どもが「A.表現の自由に違反する行為だ」と選択している。こうした傾向は、授業の導入でSNSでの個人への誹謗中傷を取り上げた新聞記事等を用いて被害者の心境と加害者はどのような意図で発信したのかを考える活動を儲けたことが影響していることも考えられる。

一方で、子どもたちが正当な批判と誹謗中傷の違いを認識できていないことも考慮しなければならない。その例として、事後質問紙調査では、(1)の設問について、「A.表現の自由に違反する行為だ」と判断する子どもが14名と回答した子どものうち半数近くにのぼり、そう判断した理由として最も多いのは、「②自分の考えではあるが、それよりもレストランの評判を傷つけるのはいけないから」とされていた。これは、子どもたちが書き込み自体を誹謗中傷として捉えたと断定するまではできないものの、自分の考えを発信することによって他者の評判を落とすことがあってはならないと考えていることがわかる。すなわち、子どもたちは、本来よしとされる批判についても許されないものとして捉えているのである。

また、(2)の設問についても「A.表現の自由に違反する行為だ」と判断した子どもが14名いた。判断の理由として最も多いのは、「④多くの人が緊急事態宣言に従って生活しているのに、反対するのは許されないから」とするものであり、次いで「⑤このような書き込みは、サイトの利用ルールでは禁止されているから」が多かった。⑤を理由に表現の自由に違反すると判断した子どもに関しては、政府の決定した政策に対する正当な批判を誹謗中傷として捉えていると考えられる。したがって、クラスIの子どもたちは正当な批判であっても、それは誹謗中傷でありしてはならないものと判断してしまう事になる。こうしたことから、他者に対する何らかの悪い評価をくだすことは誹謗中傷にあたりと判断する傾向があることがわかった。これらより、クラスIの子どもたちは、表現の自由をより制限することにより、誹謗中傷をなくしていくことを求めていると考えられる。なお、クラスIの子どもたちの中には正当な批判についても誹謗中傷と捉えてしまう子どもが半数近くいるということがわかった。まずは、正当な批判が表現の自由によって保障されることの意義について考えられるようになることが課題となる。

## 6. 2 クラスIIでの実践の考察

クラスIIでは、子どもが表現の自由の意義を捉えるための手助けとして、子どもにとって身近な誹謗中傷事件の事例<sup>22)</sup>と香港国家安全維持法の事例<sup>23)</sup>の2つを取り上げて、授業の補足とした。

クラスIの実践では、誹謗中傷を防ぐために表現の自由を制限することを望む声が多く聞こえてきたが、表現の自

由が制限される社会について具体的なイメージを伴っていない印象が持てた。本時の展開2（表3参照）では、両クラスともにSNSをめぐる問題の解決策を考える際に、個人の意見をまとめ、それをもとにグループで話し合いをした。クラスⅡではグループワークに入る前に、第2案や第3案で問題解決をしようとした子どもたちに対しては、子どもたちにとって身近な誹謗中傷事件の事例<sup>22)</sup>を説明した。他方で、第1案で問題解決をしようとした子どもたちに対しては、表現の自由が制限されることによって苦しんでいる人々がいることに気づいてもらうため、2020年6月30日に可決および即日施行された香港国家安全維持法<sup>23)</sup>を事例として取り上げ、同じく解決策の再考を促した。そのこともあって、クラスⅡの子どもたちのWS【7】の記述をみると解決策として、第3案を提示する子どもが4名出てきた。また、クラスⅠでは第1案を挙げる子どもが9名にのぼっていたが、クラスⅡではわずか2名にとどまっていた。解決策として最も多く挙げられていたのは第2案であることは、クラスⅠと同様であるが、第1案と第3案についてはクラスⅠとクラスⅡの間で違いが生じている。また、解決策として第2案をあげた子どもたちの中には、現在の制度に対して不十分な点を指摘しながらも、第1案では表現の自由が制限され苦しむ人がある一方で、第3案では誹謗中傷に苦しむ人が後をたたないのではないかと指摘する記述も見受けられた。以下に、解決策として第2案および第3案をあげた子どもたちがWSに記した解決案とその理由の中で、特徴的なものを示す。

（「現在の制度のまま」とした子どもたちの意見）

- ・私は第2案が良いと思います。第1案だと言いたいことが書きにくくなってしまいが、第3案だと言っただけでもないとも言えるようになってしまうので、一番丁寧な第2案が良いと思います。
- ・第2案が良いと思います。今日の話聞いて、表現の自由を制限しすぎると、香港のように大規模なデモになってしまったり、自由になりすぎると誹謗中傷で傷つき、自殺してしまう人もいるので、その間をとったようなもの良いと思いました。
- ・第2案。第1案だと正しい意見を言えない人が出てくるし、お金がない人は困る。でも第3案だとどんな表現でも良いと誤解し、被害者が自衛しても誹謗中傷(マ)はなくなるという状況になるから、それなら今のままでも良いと思った。でも削除までに時間がかかり、その間に被害者が苦しむのは大きな問題だなと思った。

クラスⅡの授業WS【7】より引用

こうした記述から、第2案を選択した子どもは、一概に現在の制度を評価しているとは言えるわけではない。正反対の解決案とも取れる第1案と第3案の中間として第2案を位置づけたうえで、表現の自由とSNSの情報発信の問題を乗り越える解決策としては、双方のデメリットを指摘している傾向が見られる。現在の制度に問題はあるものの、表現の自由を制限しようがしまいが何らかのデメリットが付随することから、現行制度のままで良いと判断をしていると考えられる。しかし、現行制度に問題意識を持っていないながらも、第4案を提案するに至った子どもはいなかった。

（「表現の自由は制限しない」とした子どもたちの意見）

- ・誹謗中傷は絶対にしてはいけないと学校で教える。批判と誹謗中傷の違いを明確にする。誹謗中傷は許されないけど、表現の自由は強く保障してほしい。
- ・私は第3案が良いと思います。SNSをほとんどの人が使っている現代では第1案では正当な批判の書き込みもしづらくなり、第2案では現在のままなので誹謗中傷がなくなる可能性があります。第3案なら、しっかりと情報モラルに関する教育ができ誹謗中傷などの書き込みが減る可能性があるからです。
- ・私は表現の自由を制限しない。なぜなら、自分が正しい意見を持っていてもそれを発言できなければ意味がないから。他人への悪口はよくないけど、だからといって表現の自由を制限されてはたまらない。

クラスⅡの授業WS【7】より引用

子どもたちのWSの記述から、第3案を選択している子どもたちは、表現の自由が保障されているのだから何を言っても許されると捉えているわけではないことがわかる。批判と誹謗中傷を区別して、誹謗中傷については許されないものという立場を明確にしている。また、表現の自由を制限することによって、誹謗中傷をなくしていくのではなく、情報モラルに関する教育によって誹謗中傷とされるような発信を防ぐことを目指している。

しかしながら、第5章で先述した通り、授業の前後に行った表現の自由に対する認識を確認した質問紙調査では、(2)の問いについて、表現の自由に関して誤った認識をしてしまう子どもが増加していた。特に、授業前の調査では「B.表現の自由には違反しない問題がない行為だ」と判断できていた生徒が、授業後の調査では「A.表現の自由に違反する行為だ」と判断した子どもが5名いたことが特徴として挙げられる。この問いに対して、授業の前後でAか

らBに認識を変えた子どもは1名しかいなかったことを踏まえても、批判と誹謗中傷の違いに関する認識については、例えそれが社会的な価値を内包する正当な批判であったとしても、他者に対する悪い評価をくだし書き込むことは、相手を傷つけてしまうことになりうるを考え、誹謗中傷にあたると思えてしまう傾向にあると言える。

クラスⅡでは、表現の自由とSNSの情報発信の問題を乗り越えるための解決策として第3案を提示する子どもが出てきたことから、香港の事例を取り上げることは、表現の自由を制限することに対する負の側面、すなわち正当な批判をすることが表現の自由により保障されることの意義を捉えさせることに効果があったと言える。グループワークに入る前に、再考を促したことで、とりわけ映像資料については子どもたちの反応も良かったことから、クラスⅡの子どもたちは、表現の自由が制限されることについて、その危険性を捉えることができたのだと考えられる。

表現の自由が保障されることは、民主主義社会において重要であることを実感することができていた一方で、授業前後に実施した質問紙調査の結果から、表現の自由ではどこまで保障されるのか、正当な批判と誹謗中傷との違いを捉えることに困難さを抱える子どもたちが多数見られる。クラスⅡの実践では、WS【7】の記述から、表現の自由が保障されることの重要性を捉えることができた子どもたちが見受けられた。次の段階としては、批判と誹謗中傷について、その区別をつけられる力を養っていくことが課題となるだろう。

### 6. 3 総合考察

表現の自由は、憲法で保障される自由権の一つである精神的自由に内包される権利である。そして、多くの市民がSNS等を通じて情報の発信者になる今日では、表現の自由は多くの市民にとって身近な権利の一つであると言える。それと同時に、かつては情報の受け手としての資質・能力を育成することが必要とされていたが、SNSが普及した今日の社会では情報の担い手になりうる子どもたちに対して、表現の自由に関する教育を行うことは重要な課題である。本実践では、SNSなどに関わる表現の自由について子どもの認識を事前に確認し、その上で表現の自由を保障することと誹謗中傷を防ぐことの問題に対して、熟議民主主義の理論を活用することで、子どもたちの表現の自由に関する認識がいかに変容するかについて検証してきた。

表現の自由と誹謗中傷の関係について、表現の自由とSNSの情報発信の問題を乗り越えるための解決策として、両クラスともに第2案をあげている子どもが最も多いことから、子どもたちは現在の制度に特別な不具合を感じているわけではないことがわかった。しかし、第2案の次点にあげられる解決策の傾向として次のような違いがあった。クラスⅠは、第1案が選択される傾向にあった。つまり、誹謗中傷をなくすために表現の自由を制限することについては、肯定的に捉える傾向にあると言える。そこには以下のような問題がある。芦部、高橋（2015）では、表現の自由を支える価値は、個人的な価値（自己実現の価値）と民主制に資する社会的な価値（自己統治の価値）があり、個人の人格形成にとっても重要な権利であるが、国民が政治に参加するために不可欠の前提をなす権利であるとしている。すなわち、クラスⅠの子どもたちは表現の自由における社会的な価値について気づけていないということである。誹謗中傷をなくすために表現の自由を制限することが、民主主義社会の根幹を支える市民の権利を制限することにつながるということには気づけていないのである。一方で、クラスⅡは、第2案の次点として第3案が選択される傾向にあった。これは、表現の自由は、制限しないとの意見が多い傾向にあると言える。こうした傾向の違いは、それぞれのクラスで授業時に提示した事例が影響していると考えられる。クラスⅡの実践では、WS【7】の記述からわかるように、表現の自由は個人的な価値にとどまらず、民主制に資する社会的な価値を含むものであることに子どもたちが気づけたことが成果としてあげられる。しかしながら、質問紙調査から、子どもたちは政府などの公共性のあるものに対する正当な批判であっても、個人的な視点に依拠して誹謗中傷と捉えることがわかった。すなわち、表現の自由の2つの価値に気づくことはできたものの、誹謗中傷との区別をつけられるまでには至らなかった。例え社会的な価値を持つ正当な批判であったとしても、誰かの不利益になるような評価をくだすことが誰かを傷つけると考えてしまうことから、そうした表現は許されないものであると捉えてしまう傾向がみられることは課題である。

本実践とその分析を通して、現代の子どもたちは表現の自由と誹謗中傷の関係について、目の前にある情報をもとに表現の自由を制限するか否かを判断することがわかった。すなわち、目の前の情報によって子どもたちの判断自体が左右されるということである。中平（2021）は、インターネットの一般化により、偏った情報しか入ってこないことから、情報の個人化、情報の検証不可能性、実社会での分断の発生などが問題として生じることを挙げている。つまり、子どもたちはインターネットを通じて取得した偏った情報をもとにして表現の自由と誹謗中傷の関係を捉えてしまうことが考えられる。そのため教師は、子どもたちの認識を広げるためにも、表現の自由と誹謗中傷のせめぎあいに関する事例を積極的に扱うことが必要である。

## 7 本稿の成果と課題

子どもの生活の中に存在する誹謗中傷の問題は、被害者にも加害者にもなる可能性をもつ現在の社会的な課題である。一方で、表現の自由を殊更に制約することは健全な意見表明の機会が奪われることになり、民主主義の根幹を揺るがしかねないことになる。社会の変化は価値観の変化だけでなく、インターネットなどのツールの変容を含む。だからこそ、常に動態的なものであり、その時折に判断しなければならないものがある。今回の実証授業のように、考える機会があると子どもたちは足場を探しながら判断していることが分かった。今後も、現在の社会的課題に対して子ども自身が考え、社会の規範を理解し、そして再構成することができる足場の形成ができる授業開発と実践を行いたい。

## 付記

本稿は科学研究費・基盤研究(C)「法を基盤に公共圏の形成を熟議する主権者教育の理論・実践開発研究」(研究代表者:上越教育大学・中平一義, 課題番号:21K02572)を受けて実施された成果の一部である。また、本稿は侮辱罪厳罰化(令和4年法律67号)の成立(2022年6月13日, 施行は同年7月7日)以前に作成されたものである。

## 注

- 1) SNSとは、Social Networking Serviceの略であり。そのアプリに一定の情報を登録し、プラットフォーム上の利用契約に同意した利用者だけが参加できるインターネットのサイトのこと。
- 2) この調査の対象は、東京都内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に通う子どもである。詳しくは、「令和元年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査報告書のⅡ調査結果1. 児童・生徒, 「質問16, 平成31年4月から今までの間に、インターネットを利用するときにトラブルや嫌な思いをしたことがありますか。(単一回答)」, 「質問17, 自分が経験したトラブルや嫌な思いは何ですか。(複数回答可)」, 「質問18, トラブルをうけて、どのようにしましたか。(複数回答可)」の結果を参照した。東京都教育庁(2020), pp.34-37.
- 3) 例えば、公益財団法人人権教育啓発推進センター(2018)には、SNSなどによるいじめや誹謗中傷の被害者だけでなく、加害者にもなりえることを指摘している。
- 4) 2020年5月23日には、SNSによる誹謗中傷を理由に命を絶ったと考えられる事件が起きている。テレビ番組内での出演者の行動や言動に対して、SNS上に誹謗中傷が一定の期間続いていた。さらに、その出演者個人に対しても直接SNSでメッセージを公開で届けることもあった。なお、このような事例は国内にとどまらず、韓国でも人気アイドルグループの元メンバーがSNS内でも誹謗中傷に苦しめられ命を絶ったとされている。
- 5) 詳しくは、東京都教育委員会ホームページ「SNS東京ルール」2019年改訂(<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/rule.html>, 最終閲覧日2020年6月9日)を参照。なお、SNSによるいじめへの対応について、「SNS東京ノート」(<https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/school/index.html#snsnote>, 最終閲覧日2021年12月17日)も参照。
- 6) 例えば、GREE(グリー)株式会社では、インターネットの楽しく安全な使用に向けて、オンライン、オフラインでの啓発活動を積極的に行っている。2010年からは、啓発活動(無料出張講座「正しく怖がるインターネットから事例に学ぶ情報モラル」など)を実施している。また、LINE(ライン)株式会社は、情報モラル啓発のための教育教材である「SNSノート(情報モラル編)」を作成し、全国の学校に無償提供している。子ども用の教材だけでなく、教師や保護者向けの活用の手引きもある(LINE株式会社, 2020)。ここには、先の東京都教育委員会の「SNS東京ノート」の内容が加味されている。
- 7) 詳しくは、一般社団法人セーファーインターネット協会(Safer Internet Association, SIA) HP(<https://www.saferinternet.or.jp/about/background>, 最終閲覧日2020年6月9日)を参照。
- 8) 思想の自由市場論や対抗言論の法理については、梶原(2015)や橋本(2016)を参照。
- 9) 例えば、世界人権宣言19条には、いわゆる自己の意見を持つ表現の自由と、情報を求め受け伝える自由も含むと解されている。
- 10) 一方で奥平(2017)は、二重の基準論について裁判所の基準としてほんの少し採用されているとしつつも、表現の自由の原理的な意義の重要性とその実質のためには、主観的・個人的な価値の確保のための客観的・制度的な価値の実現のための制度的保障の重要性を指摘している。
- 11) 表現内容中立性規制には、LRA(Less Restrictive Alternative)の基準がある。表現を制限する立法目的を達成するための規制の程度よりも少ない手段が存在するかどうかを具体的・実質的に審査し、それがあつた場合には当該規制を違憲と判断する場合がある。なお、寄生にはほかにも検閲・事前抑制(検閲, 税関検査, 教科書検定など)、漠然不明確または過度に広範な規制(罪刑法定主義との関係)がある(芦部, 高橋, 2015)が、ここでは紹介にとどめておく。
- 12) 前者の例はLGBTをはじめとした従来孤立しがちであった人々の交流をも可能にした。後者の例はいわゆるアラブの春などの民主化運動や、オバマ以降のアメリカ大統領選挙への影響がそれにあたる(曾我部, 2017)。
- 13) プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)については、総務省HP([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/ihoyugai.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html), 最終閲覧日2020年6月13日)

を参照。

- 14) 前掲, 注13を参照。
- 15) なお, ここでは作成する授業の内容が子どものSNSの発信の中身に関するものであることから, プライバシーではなく名誉棄損について扱うこととする。
- 16) 名誉棄損に関する民事事件の判例としては, 東京地方裁判所平成29年(ワ)第18277号, 謝罪広告等請求事件などがある。刑事事件の判例としては, 最高裁判所昭和55(あ)273号, 月刊ペン事件などがある。
- 17) 使用した教科書と, その該当箇所は教育出版(2021)の「第2章 個人を尊重する日本国憲法, 第2節 憲法が保障する基本的人権」, pp.68-69である。教科書の依拠した単元計画は計13時間である。具体的には, 第一次「①基本的人権を尊重すること」, 第二次「②差別をしない, させない」, 第三次「③ともに生きる社会の実現へ」, 第四次「ともに生きる社会をみぞす人たち」, 第五次「④自由ってなんだろう」, 第六次「⑤自由な社会のために」, 第七次「⑥人間らしい生活とは」, 第八次「⑦人間らしい生活の保障へ」, 第九次「⑧自ら人権を守るために」, 第十次「⑨自由と権利を守るために」, 第十一次「⑩発展する人権」, 第十二次「⑪新しい人権」を考える～熟議(本時)」, 第十三次「⑫人権侵害のない世界に」である。
- 18) 開発した授業モデル及び質問紙は, 2021年に上越市立直江津中学校第三学年の二クラスを対象に実施した。クラスの特定を避けるために, はじめにでも示した通りIクラスとIIクラスとして示す。本実践とその分析については, 上越教育大学研究倫理審査委員会の承認(承認番号:2021-67)を受けている。なお本実践は, 山田圭祐, 米山翔真及び, 中世古悠斗により実施した。
- 19) 写真資料については, 子どもにとって身近な誹謗中傷事件である, 恋愛リアリティー番組に出演中の女子プロレスラーが, 自身のSNSに送られてきた誹謗中傷のコメントをきっかけとして自死に至ったニュースを事例として取り上げた。学級内にSNSを活用している子どもも多く存在することが考えられ, 誹謗中傷が社会的な問題となった象徴的な事件であるこの事例が, 生徒の問題意識の喚起に適していると判断した。「ORICON NEWS」の2020年5月23日の記事より引用(<https://www.oricon.co.jp/news/2162834/full/>, 最終閲覧日2021年10月4日)
- 20) 映像資料については, 表現の自由を政治権力が弾圧した身近な事例として香港の国家安全維持法の事例を紹介した。教師が説明するよりも映像で視覚的に提示した方が, 生徒の問題意識を喚起できると考え, 堀井威久磨監督の「香港画」のオフィシャルホームページより劇場版予告編(約2分)を使用した。この映画の予告編を使用した理由は, コンパクトな時間の中で, 国家権力が言論の自由を弾圧する様子が分かりやすく表現できており, 今回の授業に使用することに適していると判断した。「香港画」のオフィシャルホームページより引用(<http://www.hong-kong-ga.com/>, 最終閲覧日2021年10月4日)
- 21) WSの記述を取り上げる際は, 誤字脱字等を含めて原文のまま引用した。
- 22) 前掲, 注19参照。
- 23) 香港国家安全維持法(中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法)について邦文で詳細が記されているものとしては, BBC NEWS JAPAN(2020)「『香港国家安全維持法』が施行 最高刑は無期懲役」(<https://www.bbc.com/japanese/53244732>, 最終閲覧日2022年1月14日)を参照。

## 参考・引用文献

- 朝日新聞(2021):「五輪選手へ相次ぐ中傷 人格否定, 被爆地からかう言葉も」, 朝日新聞デジタル(<https://www.asahi.com/articles/ASP7064BDP70UTIL011.html>, 最終閲覧日2021年12月17日)。
- 芦部信喜著, 高橋和之補訂(2015):『憲法』第六版, 岩波書店。
- 奥平康弘(2017):『なぜ「表現の自由」か』新装版, 東京大学出版会。
- 梶原健佑(2015):「「お前らなんかいなくなれ」と叫んでもいいですか? 表現の自由」, 宍戸常寿編著『18歳から考える 人権』, 法律文化社, pp.44-49。
- 教育出版(2021):成田喜一郎ほか27名『中学社会 公民 ともに生きる』, 令和2年3月24日検定済, 令和3年1月20日発行。
- 公益財団法人人権教育啓発推進センター(2018):『あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権<三訂版>』(2018年12月改訂), ([https://www.jinken-library.jp/wp-content/uploads/2019/01/h30\\_moj\\_kyouzai-internet.pdf](https://www.jinken-library.jp/wp-content/uploads/2019/01/h30_moj_kyouzai-internet.pdf), 最終閲覧日2021年12月17日)。
- 総務省(2019):『令和元年度版 情報通信白書 ICT白書 進化するデジタル経済とその先にあるSociety5.0』(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r01/pdf/index.html>, 最終閲覧日2021年12月17日)。
- 総務省(2020):「インターネット上の誹謗中傷への対策」, ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/hiboutyusyou.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html), 最終閲覧日2021年8月1日)。
- 曾我部真裕(2017):「インターネットと表現の自由」, 阪口正二郎, 毛利透, 愛敬浩二編著『なぜ表現の自由か—理論的視座と現状への問い』, 法律文化社, pp.142-157。
- 曾我部真裕(2020):「SNS中傷対策と表現の自由を考える」, 『月刊公明』177, pp.48-53。
- 東京都教育庁(2020):『令和元年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査報告書』([https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/doc/r1\\_net\\_use.pdf](https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/doc/r1_net_use.pdf), 最終閲覧日2021年12月17日)。

- 中平一義 (2020) : 「主権者教育への熟議民主主義の応用可能性に関する研究」, 明治大学『教職課程年報』No.42, pp.49-59.
- 中平一義 (2021) : 「NIEで育む情報読解力の現代的展開ーバイアスの認識からー」, 日本NIE学会『日本NIE学会誌』No.16, pp.9-18.
- 橋本基弘 (2016) : 「他人の悪口をいうことは自由なの? 表現の自由」, 中央大学法学部編『高校生からの法学入門』, 中央大学出版部, pp.45-59.
- 山口真一 (2017) : 「頻発するネット炎上の正体ー1億総発信時代が到来情報社会の未来」, 新聞通信調査会『メディア展望』No.670, pp.1-5.
- 山口真一 (2020) : 『正義を振りかざす「極端な人」の正体』, 光文社.
- 山田健太 (2021) : 『法とジャーナリズム 第4版』, 勁草書房. 文部科学省 (2008) : 『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 (学校・教員向け) 【概要】』 ([https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9480594/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9480594/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf), 最終閲覧日2021年12月17日).
- 文部科学省 (2018) : 『中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説社会編 平成29年7月』, 東洋館出版.
- LINE株式会社 (2020) : 『SNSノート情報モラル編 活用の手引き』 ([https://d.line-scdn.net/stf/linecorp/ja/csr/sns\\_note\\_guide\\_20211020.pdf](https://d.line-scdn.net/stf/linecorp/ja/csr/sns_note_guide_20211020.pdf), 最終閲覧日2021年12月17日).

# Using Deliberative Democracy and Freedom of Expression in Social Studies Education

Kazuyoshi NAKADAIRA\* · Keisuke YAMADA\*\* · Shoma YONEYAMA\*\*

## ABSTRACT

This study was an empirical investigation of a lesson model developed for citizenship education that aims to develop sovereign citizens in social studies education. In this paper, following previous work, we utilized knowledge of deliberative democracy. Deliberative democracy implies that its practitioners can recognize the existence of social issues and their contents, develop their own ideas about them, and allow others' ideas so that they can pay attention to their existence as well as themselves when they participated in society as sovereign citizens. This is not aimed at consensus building. In addition, the social issue targeted in this paper is freedom of expression. Among the issues related to freedom of expression are slander and libel, a current social issue that children may experience as victim or perpetrator. However, restricting freedom of expression excessively deprives children of the opportunity to express their opinions in a healthy manner, which may shake the very foundations of democracy. We found that children make judgments about social issues while looking for scaffolding when they have opportunity to think about them.